

草津栗東行政事務組合管理者の職務を代理する上席の職員を定める規則

令和4年10月1日

規則第2号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第152条第3項の規定により管理者の職務を代理する上席の職員については、この規則の定めるところによる。

(上席の職員)

第2条 前条の上席の職員は、事務局長とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。